明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二〇）　一

〔告　示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件の一部を改正する件（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）　一

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一二）　二

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（総務一九二）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二四）　二

○戸籍が滅失した件（法務一五五）　二

○保安林の指定をする件（農林水産一三四四～一三六三）　二

○保安林の指定を解除する件（同一三六四）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三六五）　五

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一三六六）　六

○高速自動車国道に関する件（国土交通四五一）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（同四五二～四五四）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四五五）　七

○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同四五六）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四五七）　八

○生活保護法第五十五条の二に基づく指定医療機関に関する告示（中国四国厚生局一）　九

〔国会事項〕

内閣　総務省　公正取引委員会　財務省　特許庁　九

〔人事異動〕

官庁事項　九

〔叙位・叙勲〕　二

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達関係　三

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　四

特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金合併関係　二九

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

訓　令

○内閣府訓令第二十号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項に次のように加える。

12　子ども・子育て会議の庶務に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）第二号の規定に基づき、平成二十四年二月二十二日内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充